

精華町商工会プレミアム付き電子商品券（せいか華ちゃん Pay 通常券・せいか華ちゃん Pay プレミアム） 抽選機能利用規約

1. 目的

1. 本規約は、精華町商工会(以下、「当会」といいます。)と、精華町商工会プレミアム付き電子商品券（せいか華ちゃん Pay）抽選機能(次条にて定義し、以下、「本件抽選機能」といいます。)を利用して抽選イベント(次条にて定義します。)への申込みを行う申込者との間での、本件抽選機能利用に関する条件を定めるものです。
2. 本件抽選機能の利用にあたっては、本規約が当会と申込者間に適用されます。
3. 本件抽選機能の利用については、当会マスター規約(次条にて定義します。)が適用されることを前提とし、当会マスター規約と本規約が矛盾抵触する場合は、本規約の定めが優先するものとします。また、本規約にて当会マスター規約における義務や要件を加重している場合についても、同じく本規約の定めに従うものとします。本規約で特に定めのない用語の定義は、当会マスター規約に定める意味を有するものとします。
4. 本件抽選機能の利用については、前項に加え、株式会社ポケットチェンジ(以下、「PC社」といいます。)のポケペイシステムに関する利用規約(<https://pay.pocket-change.jp/terms/>)及びPC社の定めるプライバシーポリシー(<https://www.pocket-change.jp/ja/privacy-policy/>)も併せて適用されます。

2. 定義

1. 「当会マスター規約」とは、精華町商工会が、株式会社ポケットチェンジ(以下、「PC社」といいます。)の提供するポケペイシステムを利用して発行する、当会電子マネー精華町商工会プレミアム付き電子商品券（せいか華ちゃん Pay）についての利用規約をいいます。
2. 「本件申込者」とは、当会マスター規約における「利用者」及び次号に規定する抽選イベントへの申込みを目的として登録を行ったものをいいます。
3. 「抽選イベント」とは、当会がPC社の提供するポケペイシステム抽選機能連携サービスを利用して実施するサービスを言います。尚、当該抽選イ

ベントの期間・応募条件・当選内容等は、当会ウェブサイト上又は当会所定の当該抽選イベント手続内にて申込者に公示する内容とします。

4. 「精華町商工会プレミアム付き電子商品券（せいか華ちゃん Pay）抽選機能」とは、PC社が提供するポケペイシステムの個別付加サービス機能を利用して行う抽選イベントについての機能であり、当会が設定した抽選イベント内容及び手続きに沿って、当該抽選イベントへの抽選申込みを行った本件申込者に対するチャージ・ポイント付与・その他当会指定の前払式支払手段についての特定の権利付与を行うサービスをいいます。
5. 「当選者支払い」とは、抽選イベント終了後にその当選者へ付与された特定の権利に基づき本件申込者にて行われる特定のチャージ・ポイント付与を受けるための支払い行為をいい、その決済方法は本件抽選イベント内で本件申込者が選択した方法によるものとします。

3. 契約の申込みと成立

1. 本件抽選機能の申込みにあたっては、本件申込者は、当会所定の申込み方法によりこれを行うとともに、その申込み内容につき真正で虚偽の無いことを表明及び保証するものとします。
2. 前項の申込みが完了した時点で、当該申込者は当社に対し、申込みを行った抽選イベントに対する抽選結果を受ける権利を取得するものとします。
3. 前項の抽選結果を受けた本件申込者は、速やかにその抽選の結果付与された権利を保全するための措置をとるものとし、当会所定の当選者支払い期日までに当選者支払を行うものとします。当該期日を当選者支払い無く経過した場合は、何等の通知も無く当該権利は消滅するものとします。
4. 本条の規定により取得した権利は当該申込者のみに帰属し、当該申込者が当該権利の第三者への譲渡・転売等を行うことは禁止されます。
5. 本条により付与された本件申込者の権利は、本規約に反しない限りでその権利行使を行う機会を付与されるに留まるもので、何ら当該権利内容の実現を当会が確約するものではなく、当会は当該権利行使が行われなかった場合(権利行使の意思表示を行ったがそれが通信システムの不具合等何らかの事由により認められなかった場合の一切を含む)につき、本件申込者に対し何等の金銭的補償・賠償の責任を負わないものとします。
6. 本件申込者が本条に規定する権利行使のために当選者支払を行った場合には、前項の規定は適用されません。但し、その場合、当会は本件申込者に対し、その支払い金額の範囲内においてのみ、本件申込者に対し本規約に

規定される返金等の責任を負うものとし、当該返金までの間の期間に対する利息は発生しないものとします。

4. 当選者支払いの取扱い

1. 当選者支払いにより本件申込者から支払われた対価は当会又は PC 社に帰属し、当該対価を当会又は PC 社が現実的に収受したと判断された場合に限り、当該抽選イベント所定のチャージ・ポイント付与・その他当会指定の前払式支払手段についての特定の権利付与を行います。
2. 前号に規定する特定の権利付与については、当会と本件申込者との間に精華町商工会プレミアム付き電子商品券（せいか華ちゃん Pay）における他の債権債務関係が有る場合は、これらを清算したうえで特定の権利付与を行うことができるものとします。
3. 当選者支払いに関する本件申込者に対する販売者としての責任は PC 社が負い、PC 社は特定商取引法その他の関連法令を遵守します。
4. 当選者支払いにおける本件申込者からの対価の決済につき、クレジットカード不正利用やなりすまし（これらに限定されず、これらと同等の瑕疵・無効原因を有する行為）等により当該決済が取り消された場合は、当会又は PC 社は速やかに本件申込者に通知します。
5. 前項の取消があった場合、当会又は PC 社は取り消された決済に基づき付与された電子マネー・無償ポイント（以下、「不正残高」といいます。）につき、自らの判断によりこれを減算することができます。この場合、当会又は PC は、当該取消につき故意又は重過失の有る場合を除き、不正残高相当の対価の支払い義務を負わないものとします。
6. 前項の規定に関わらず、当社は 4.4 に記載する取消につき、当該申込者がある当選者支払いに指定し利用したカード会社等による補償やチャージバック処理が確定した場合は、その内容を誠実に反映するべく、返金等の利用者保護対応を行うものとします。但し、その期間は、当該取消が確定した日から起算して 2 か月以内且つ該当する抽選イベントの当選者支払い期間終了日から起算して 2 か月以内のものに限ります。
7. 前項但書の期間内（以下、当該期間をもって「清算期間」といいます。）に発生済の当会と精華町商工会プレミアム付き電子商品券（せいか華ちゃん Pay）利用者に対する当該マネー利用に関する債権債務関係が有る場合、相殺適状期間到来の有無にかかわらず、当会はこれを対等額で相殺等したうえで、通知・請求を行い、清算することができるものとします。尚、当該清算期間における当該債権債務については利息は発生しないものとします。

8. 4.4に規定する取消への対応に必要な費用は申込者が負担するものとし、当会又はPC社が選択した決済方法事務を取り扱う指定のクレジットカード会社等(以下、「決済パートナー事業者」といいます。)からの通知について適切に応答するとともに、その応答の不備による責任は申込者が負担するものとしします。

5. 禁止事項

1. 本件抽選機能の利用にあたっては、本件申込者は次号に定める行為を行ってはなりません。
 1. 抽選イベントに関する権利の譲渡
 2. 抽選イベントに関する義務を第三者へ引き受けさせる行為
 3. 差別的表現や公序良俗に反する表示
 4. その他前号に付随又は当社が不適切と合理的に判断する行為
2. 前項に該当する事実が判明した場合、当会及びPC社は本件抽選機能の提供を停止する措置をとることができます。その場合は、次条の定めに関わらず、当会及びPC社は本件申込者に対し、当該停止措置に重過失のない限り、一切の責任を負わないものとしします。

6. 本件申込者への責任

1. 本件申込者に対する一切の責任は、当会が負担するものとしします。
2. 当会は、故意または重過失により本件申込者に損害を生ぜしめた場合を除き、本件抽選機能利用により本件申込者に生じた損害につき、責任を負わないものとしします。

7. 申込者の責任

1. 本件抽選機能を利用しての抽選申込及び問合せに関する通信料は、申込者の負担としします。
2. 本件抽選機能を利用にあたっては、機種・OS・ブラウザ等の理由により一部のPC・携帯電話、スマートフォン、タブレット等では申込ができない場合があります、その責任は申込者負担としします。

3. 本規約及び本規約にて利用者に適用される規約に違反していると当会又はPC社が判断した場合、当社又はPC社は、申込者のアカウントブロック等の必要な措置を採ることができるものとします。

8. 本規約の改定

1. 当会は、相当の事由があると判断した場合には、本件申込者の事前の承諾を売ることなく、当会の判断により、本規約を何時でも変更することができるものとします。
2. 変更後の本規約は、当会が別途定める場合を除いて、本件申込者に通知し、又は当社ウェブサイト上にて告知します。本規約の変更は当該規約の末尾に記載する改定日より効力を生じるものとします。また、本規約の変更の効力が生じたのち、本件申込者が本件抽選機能を利用した場合には、変更後の本規約に同意したものとみなします。

2024年8月30日 制定

精華町商工会プレミアム付き電子商品券（せいか華ちゃん Pay 通常券・せいか華ちゃん Pay プレミアム）利用規約

精華町商工会プレミアム付き電子商品券（せいか華ちゃん Pay）利用規約（以下「本規約」といいます。）は、精華町商工会（以下「当会」といいます。）の発行する精華町商工会プレミアム付き電子商品券（せいか華ちゃん Pay）（以下「本マネー」といいます。）及び本マネー利用者（以下「利用者」といいます。）に提供するスマートフォンアプリケーション「pokepay」（以下「本アプリ」といいます。）、並びに本マネーの発行にあたり当会が利用する、株式会社ポケットチェンジの提供するプラットフォーム「pokepay」（本マネー、本アプリ及びプラットフォームをあわせて「本サービス」といいます。）の利用に関する条件について定めるものです。

第1条 （総則）

1. 利用者は、本規約の内容を十分に理解し、本規約に同意したうえで、本規約の定めに従って、本マネー（有償発行）（以下に定義します。）を購入し、本サービスをご利用いただくものとします。利用者は、本サービスを利用することにより本規約に同意したものとみなされることに同意します。
2. 本規約は、日本語を正とします。本規約につき、参考のために他言語による翻訳文が作成された場合でも、あくまでも参考にとどまるものであり、日本語の原文の意味と多言語による翻訳文との意味が異なる場合、日本語の原文の意味が優先されます。
3. 当会は、自らの判断により加盟店の範囲を変更できるものとします。また、当会は、必要に応じ、ウェブサイトにおける表示等により、本規約を変更できるものとします。本規約の変更後は、変更後の規約が適用されるものとします。なお、利用者が本規約の変更後に本サービスを継続して利用した場合、またはアカウント削除の手続きをとらなかった場合には、本規約の変更に同意をしたとみなされるものとします。また、かかる変更のために、本サービスの全部または一部の利用を停止することがあります。

第2条 （定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとします。

- (1) 「アカウント」とは、本サービスにおいて利用者に割り当てられた固有のアカウントをいいます。
- (2) 「ID」とは、本サービスにおいて利用者を示すための固有の ID をいいます。

- (3) 「本マネー(有償発行)」とは、利用者が購買における代金の支払に使用したり、他の利用者に対して譲渡したりすることが可能な前払式支払手段で、当社が発行する精華町商工会プレミアム付き電子商品券(せいか華ちゃん Pay)をいいます。
- (4) 「本マネー(無償発行)」とは、本マネー(有償発行)に付随して利用者から対価を得ずに当社が発行するポイントをいいます。利用者は、本マネー(有償発行)と同様に代金の支払いに本マネー(無償発行)を利用できます。
- (5) 「本マネー」とは、本マネー(有償発行)及び本マネー(無償発行)を総称してまたは文脈によりいずれか一方をいい、その詳細は別紙に規定されます。
- (6) 「利用可能店舗」とは、利用者が購買時の決済に本マネーを利用することのできる店舗(通信販売を含みます。)をいい、当社が運営する店舗のほか、当社と加盟店契約を締結した加盟店を含みます。
- (7) 「対象商品等」とは、利用可能店舗が提供する商品またはサービスをいいます。
- (8) 「残高」とは、利用者が保有する本マネーの合計をいいます。
- (9) 「ウォレット」とは、利用者が購入した本マネーを保有するウォレットをいいます。
- (10) 「発行日」とは、本マネーの価値が証票、電子機器その他の物に記載もしくは記録された日または利用者に対し証票等、番号、記号その他の符号を交付もしくは付与された日のいずれか遅い日(同日を含みます。)をいいます。

第3条 (ユーザー登録及びアカウント情報)

1. ユーザー登録は利用者本人が行うこととし、名前、メールアドレス、電話番号など登録時に入力求められる項目に対して、正確な情報を入力することとします。なお、利用者が未成年の場合には、親権者など法定代理人の同意を得たうえで登録を行わなければなりません。登録が正常に完了されると、アカウントが割り当てられます。
2. 利用者1人につき、登録及び保有できるアカウントの数は1つのみです。利用者及びユーザー登録をされようとする方(以下、あわせて「利用者等」といいます。)は、複数のユーザー登録を行うことができないものとします。
3. 当社は、以下各号のいずれかに該当すると判断した場合、ユーザー登録の申請を承認しないことがあります。
 - (1) 本条第1項及び2項の利用者資格を満たしていない場合
 - (2) メールアドレスまたは電話番号が既に他の利用者により登録されている場合
 - (3) 過去に本規約違反等により、当社から本サービスの利用停止または退会(以下「利用停止等」といいます。)の処分を受けている場合

- (4) 登録内容に正確ではない情報、または事実と異なる情報が含まれている場合
 - (5) 当社による本サービスの運営・提供または他の利用者による本サービスの利用の妨害、その他本サービスの通常の運営に支障をきたす行為を行った場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (6) 暴力団、暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の者を総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。）であると判明した場合、または、反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人の役員、従業員である等反社会的勢力等と何らかの関係を有していると判明した場合
 - (7) その他当該利用者が本サービスを利用することが不適当であると当社が判断する場合
4. 利用者等は、反社会的勢力等のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、及び、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をしまたは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
 5. 利用者は、登録内容の変更がある場合は、直ちに更正しなければならず、常に利用者自身の正確な情報が登録されているよう、登録内容を管理及び修正する責任を負います。登録内容に変更があったにもかかわらず、変更を行っていない場合、当社は、登録内容の変更のないものとして取り扱うことができます。変更の届出があった場合でも、変更登録前に行われた取引や各種手続は、変更前の情報に依拠する場合があります。利用者が登録内容を適切に変更しなかったために利用者にも不利益が生じたとしても、当社は何ら責任を負いません。
 6. 利用者は本サービスにおいて入力したメールアドレス、パスワード、携帯電話番号、SMS 認証にかかるパスコードその他の情報（以下「アカウント情報」といいます。）を自ら管理する責任を負います。利用者は、アカウント情報を第三者等に利用させたり、譲渡や売買、質入、貸与、賃貸したり、その他形態を問わず処分することはできません。

7. アカウント情報の管理不十分による情報の漏えい、使用上の過誤、第三者の使用、不正アクセス等による損害の責任は利用者が負うものとし、「発行体略称_当社、当店など」は自己の故意または重過失による場合を除き、責任を負わないものとし、また、アカウント情報が不正に利用されたことにより「発行体略称_当社、当店など」に損害が生じた場合、利用者は当該損害を賠償するものとし、
8. アカウント情報が第三者に漏えいした場合またはそのおそれがある場合、速やかに当会まで連絡するものとし、また、その際に「発行体略称_当社、当店など」の指示がある場合にはこれに従うものとし、

第4条 (ユーザー登録の取消及び退会等)

1. 当会は、利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合または該当したと当会が判断した場合、事前の通知なしに、ユーザー登録の取消、本サービスの全部もしくは一部へのアクセスの拒否・利用停止等、または、利用者に関連するコンテンツや情報の全部もしくは一部の削除の措置をとることができ、当会はその理由を説明する義務を負わないものとし、なお、当会は、利用者が以下の各号のいずれにも該当しないことを確認するために、当会が必要と判断する本人確認を行うことができ、確認が完了するまで本サービスの全部または一部へのアクセスの拒否もしくは利用停止等の措置をとることができます。
 - (1) 法令または本規約に違反した場合
 - (2) 不正行為があった場合
 - (3) 登録した情報が事実と異なる情報であると当会が判断した場合
 - (4) 本規約上必要となる手続または当会への連絡を行わなかった場合
 - (5) 登録した情報が既存の登録と重複している場合
 - (6) 登録した携帯電話番号またはメールアドレスが不通になったことが判明した場合
 - (7) 利用者が債務超過、無資力、支払停止または支払不能もしくは破産手続開始決定、民事再生手続開始決定その他これに類する倒産手続が開始された状態に陥った場合
 - (8) 他の利用者や第三者に不当に迷惑をかけた場合
 - (9) 第3条3項各号のいずれかに該当する場合
 - (10) 利用者が自らまたは第三者をして、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、風評を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、信用を毀損または業務を妨害する行為をした場合

2. 当会は、本条の措置を受けた利用者に対し、将来にわたって「発行体略称_当社、当店など」が提供するサービスの利用及びアクセスを禁止することができるものとします。
3. 当会は、本条の措置の時点で当該利用者に支払われることとなっていた金銭等について、違法行為への関与が疑われる場合等、「発行体略称_当社、当店など」の判断により、支払いを留保することができるものとします。
4. 利用者は、当会に退会を希望する旨を問い合わせ、当会の判断により認められた場合には本マネーから退会することができます。ただし、送金や支払の手續が未完のものがある場合は退会することができず、利用者は、一連の未完の取引を本規約に従って遅滞なく円滑に進め、完了させなければなりません。
5. 当会所定の手続きを経て利用者が退会を希望する場合、または本条第1項に基づき当会が利用者のユーザー登録を取消した場合には、アカウントに保有する本マネーは消滅するものとします。

第5条 （本マネーの発行・購入）

1. 利用者は、本マネー（有償発行）を、専用キオスク端末、専用決済デバイス、セルフレジ、精算機その他当会所定の方法をもって購入することができます。1度に購入できる本マネー（有償発行）の上限額その他本マネー（有償発行）の販売条件は別紙に記載の通りとします。
2. 当会は、専用チャージ機等により利用者から外貨を受け取って本マネー（有償発行）を販売する場合があります。利用者の外貨は「発行体略称_当社、当店など」の定める交換レートによって日本円に換算されるものとします。
3. 当会は、当会が加盟店として取り扱う電子マネー等による本マネー（有償発行）の購入を認める場合があります。その場合、本マネー（有償発行）の購入取引は当該電子マネー等にかかる利用規約に従います。
4. 利用者がウォレットに保有できる本マネー（有償発行）の残高の上限額は別紙に記載の通りです。
5. 購入されまたは付与された本マネーは、ウォレットの残高として本サービスに記録されることをもって、発行されるものとします。本マネーの購入または付与にあたり、書面のレシートは発行されません。
6. 前項にかかわらず、本マネーの購入または付与に関し QR コードの印字されたレシート等が発行された場合、当会は当該レシートに印字された QR コードに有効期限を設定する場合があります。その場合、有効期限を QR コードとあわせてレシートに印字するものとし、利用者が有効期限までの間に QR コードを読み取らない場合、利用者は当該 QR コードにかかる本マネーの発行を受けら

れないものとしします。この場合、当会は当該 QR コードにかかる対価の払戻しをいたしません。

7. 利用者が本マネー（有償発行）をクレジットカード払で購入する場合、当会は当該取引に関する業務を株式会社ポケットチェンジに委託し、本マネー（有償発行）は株式会社ポケットチェンジが販売いたします。当該購入取引におけるトラブル等は株式会社ポケットチェンジが責任を負い、当会は責任を負わないものとしします。
8. 利用者が本マネー（有償発行）をクレジットカード払で購入した場合で、かつ、当該購入分について利用者のウォレットにおける本マネーの残高に反映された後、当該購入にかかるクレジットカード決済が取り消された場合（ただし、理由の如何を問いません。）、当会は、当該購入にかかる本マネー（有償発行）（当該購入に付随して本マネー（無償発行）が発行されていた場合は当該本マネー（無償発行）を含みます。）に相当する本マネーの残高を減算いたします。

第6条 （対象商品等の購入）

1. 利用者は、本マネーの残高の限度で、本アプリ上や利用可能店舗において、本マネーを対象商品等の購入に利用することができます。ただし、本マネー（無償発行）は、電子マネー等一部の対象商品の購入に利用できない場合があります。
2. 当会は、利用者と利用可能店舗（当会が運営する店舗を除き、以下本項において同様としします。）との間の対象商品等に関する取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとしします。万一、本マネーを利用された後に利用可能店舗による債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、利用者と当該店舗との間で解決するものとしします。
3. 利用者は、本マネーで対象商品等を購入する場合は、当会所定の方法で本マネーでの支払いを指定するものとしします。利用者が、対象商品等の購入の際に、本マネーでの支払いを指定し、利用者がウォレットにおいて保有する残高から購入代金相当額が差し引かれることにより、当該代金の支払いがあったものとみなされます。なお、利用者が本マネー（有償発行）及び本マネー（無償発行）の双方を保有する場合には、利用者が本アプリにおいて別途設定しない限り、本マネー（無償発行）が優先して使用されるものとしします。

第7条 （本マネーの譲渡）

1. 本マネー（有償発行）は、他の利用者に対して譲渡することができる場合があります。ただし、その場合は、1度に譲渡できる本マネー（有償発行）は、別紙に記載の数量を上限とします。また、本マネー（無償発行）は譲渡をすることができません。
2. 本マネー（有償発行）の譲渡があった場合、譲渡人のアカウントから譲渡された本マネー（有償発行）が減少して記録されるものとします。
3. 当会は、本マネーの譲渡人と譲受人との間の取引その他の法律関係について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。万一、本マネーの譲渡後に、かかる譲渡の原因となった反対債務の不履行または不完全、譲受人の不法行為または違法行為、その他の問題（以下、「問題等」といいます。）が生じた場合であっても、当会は、法令等に基づく義務を負う場合を除き、本マネーの返還等を行う義務を負わず、譲渡人と譲受人との間で解決していただくものとします。また、かかる問題等に当会对応したことにより当会に損害が生じた場合、当該譲渡人及び譲受人は、当該損害を賠償するものとします。

第8条 （本マネーの譲受）

1. 利用者は、他の利用者から、本マネー（有償発行）を譲り受けることができます。ただし、譲受後において、譲受人の本マネー残高がウォレットに保有できる上限額を超える譲受けは行うことができません。
2. 本マネー（有償発行）の譲渡があった場合、譲受人は、当該譲渡された本マネー（有償発行）相当額の本マネー（有償発行）の利用権を譲受人の権利として取得するものとします。当会は、当該本マネー（有償発行）について譲受人のアカウントに残高として追加して記録します。
3. 本マネー（有償発行）の有効期限は、譲受けによっては延長されず、当初の有効期限が引き継がれます。

第9条 （本マネーの残高の確認方法）

本マネーの残高及び有効期限は、本アプリにおいてご確認いただくことができます。

第10条 （個人情報の取扱い）

1. 当会は、本規約のほか、本規約と一体として効力を有するプライバシーポリシーに従って個人情報及び利用者情報（以下「個人情報等」といいます。）を取り扱います。利用者情報とは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人

情報保護法」といいます。)に規定される個人情報を除く、利用者を直接的または間接的に識別できるすべての情報をいいます。

2. 当会は、以下の場合に利用者等から個人情報等を取得します。
 - (1) 端末操作を通じて利用者等が入力する場合
 - (2) 利用者等から直接または書面等の媒体を通じて提供される場合
 - (3) 利用者等から本サービスの利用に伴って自動的に送信される場合
 - (4) 利用者等の同意を得た第三者から適法に提供を受ける場合
 - (5) その他前各号に類して適法に取得する場合
3. 利用者は、法令に基づく場合または以下に定める場合には当会が利用者に代わり利用者の個人情報等を第三者に提供することに同意します。
 - (1) 本サービスの提供に必要な場合
 - (2) 対象商品等の購入に必要な場合
 - (3) 加盟店を含む本マネーを購入できる拠点における本マネーの購入その他顧客対応のために必要な場合
 - (4) 利用者からの同意に基づき、コンテンツ、利用履歴及びプロフィール情報を本サービス上において公開する場合
 - (5) 合併や、その他の事由による事業の承継に伴って事業を承継する者に対して個人情報を提供する場合
 - (6) 本サービスの品質向上、新たなサービスの検討、調査、研究、分析のために利用する場合。この場合、当会は第三者に提供する情報を利用者個人が特定できない態様に加工します。
4. 当会は、利用者が本サービスに入力した個人情報等について利用者本人から求められた場合、関連法規に従い、事実確認を行ったうえで、訂正、削除または利用停止等の適切な措置を講じます。
5. 当会は、本条に基づいて、個人情報等を適切に取り扱い、そのために社内規程及び組織を整備し、個人情報等を処理する情報システムの安全管理措置を行います。当会が個人情報等の取扱いを第三者に委託する場合は、委託先による業務を適切に管理します。また、第三者提供を行う場合、当会は当会が定める安全管理基準を満たす第三者にのみ個人情報を提供します。
6. 利用者が本マネーを利用する場合、利用者は本サービスを提供する株式ポケットチェンジも個人情報等を取得することに同意するものとします。株式会社ポケットチェンジによる個人情報等の取扱いに関しては、プライバシーポリシー (<https://www.pocket-change.jp/ja/privacy-policy/>) をご確認ください。

第11条 （禁止事項）

当会は、本サービスに関し、利用者及び第三者が下記各号に該当すると当会が判断する行為（以下「禁止事項」といいます。）を行うことを禁止します。禁止事項に該当する行為を行った利用者に関しては、本マネーの利用を停止し、または本マネーを失効させることができるものとします。以下の禁止事項は、当会により適宜追加修正される場合があり、利用者は、本サービスの利用にあたり、常に最新の内容を確認する義務を負うものとします。

- (1) 法律または本規約等に反する行為
- (2) 不正な方法により本マネーを取得し、または不正な方法で取得された本マネーであることを知って利用する行為
- (3) 本マネーを偽造または変造する行為
- (4) 反社会的行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) わいせつ・暴力的表現・出会い目的行為
- (7) 宗教活動または宗教団体への勧誘行為
- (8) なりすまし等、アカウントを偽る行為
- (9) 他の利用者のユーザー資格を利用して当会のサービスを利用する行為
- (10) 無作為に各種申請を行う行為
- (11) 違反行為により利用停止された利用者が再度本サービスの利用登録をする行為
- (12) アカウントを第三者へ譲渡または売却する行為
- (13) 1つのアカウントを複数人で利用する行為
- (14) 1人で複数のアカウントを保有する行為
- (15) リアルマネートレードまたはマネーロンダリングに該当する行為
- (16) 当会が本サービスの運営上不適切と判断する行為
- (17) その他、当会が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為

第12条 （払戻しの禁止）

利用者は、本マネーの残高を払戻し又は換金することはできません。ただし、当社が経済情勢の変化、法令の改廃その他当社の都合により本マネーの取扱いを全面的に廃止した場合には、利用者に対して当社所定の方法により本マネー（有償発行）の残高の払戻しをいたします。

第13条 （本マネーの有効期間）

1. 本マネーの有効期間は別紙に記載の通りとします。

2. 有効期間を経過した本マネーは失効し、ご利用ができなくなりますのでご留意ください。この場合、有効期間を経過した本マネーの残高にかかわらず返金はしないものとします。なお、本マネーの有効期間は本アプリでご確認いただくことができます。

第14条（非保証及び免責）

1. 当会は、利用者等に対して、適宜利用者等の便宜となる情報提供やご案内を行うことがあります。その義務を負うものではありません。また、その情報提供やご案内の正確性や有用性を保証しません。
2. 本サービスに関連するコンテンツの中に、コンピュータウィルス等有害なものが含まれていないことに関しまして、当会は一切の保証をいたしません。本サービスに関連するコンテンツの中に、コンピュータウィルス等有害なものが含まれていたことにより生じた損害について、当会に故意または重過失がない限り、利用者及び第三者に対して当会は責任を負わないものとします。
3. 利用者が利用した機器・通信回線・ソフトウェア等により利用者または第三者に生じた損害に関しまして、当会は責任を負わないものとします。
4. 本サービスへのアクセス不能、利用者のコンピュータやデバイスにおける障害、エラー、バグの発生等、及び、本サービスに関連するコンピュータ、システム、通信回線等の障害に関しまして、当会は責任を負わないものとします。

第15条（知的財産権及びコンテンツ）

1. 本サービスを構成するすべての素材に関する権利は、当会または当該権利を有する第三者に帰属しています。利用者は、本サービスのすべての素材に関して、一切の権利を取得することはないものとし、権利者の許可なく、所有権、著作権を含む一切の知的財産権、肖像権、パブリシティ権等、コンテンツ素材に関する権利を侵害する一切の行為をしてはならないものとします。本規約に基づく本サービスの利用の許諾は、本サービスに関する当会または当該権利を有する第三者の権利の使用許諾を意味するものではありません。
2. 当会は、利用者が本サービスを利用して提示、投稿または送信したコンテンツ、素材、投稿、チャットその他の情報（以下「投稿等」といいます。）については、原則として通信の秘密を保障するものとします。ただし、本サービスの健全な運営を行うことを目的として、問題のある投稿等の報告を受けた場合またはフィルタリングにより問題が発見された場合には、必要な範囲で自由に閲覧することができます。
3. 利用者等が本サービスに関連して発信または掲載したコンテンツに関する一切の責任は、当該利用者等が負うものとし、「発行体略称_当社、当店など」は、その内容、品質、正確性、信憑性、適法性、最新性、有用性等について、確認い

たしません。また、当会は、それらに関して、保証せず、責任を負わないものとしします。

4. 利用者等は、他の利用者等が発信または掲載するコンテンツに対して、その内容、品質、正確性、信憑性、適法性、最新性、有用性等を、利用者等ご自身で判断する必要があります。当会は、利用者等及び第三者がこれらのコンテンツを利用することにより生じる損害について、責任を負わないものとしします。
5. 当会は利用者が発信または掲載するコンテンツのバックアップを行う義務を負わないものとしします。利用者は、コンテンツのバックアップが必要な場合には、自己の費用と責任でこれを行うものとしします。
6. 当会は、利用者が本規約に違反または本規約に照らして不適切な行為を行ったと当会が判断した場合、当該利用者が掲載したあらゆるコンテンツを、事前の通知なしに変更及び削除できるものとしします。

第16条（本サービスの中断・終了及び変更）

1. 当会は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく一時的に本サービスの全部または一部を中断する事ができるものとしします。
 - (1) サーバー、通信回線、その他の設備の故障、障害の発生またはその他の理由により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (2) システム（サーバー、通信回線や電源、それらを収容する建築物などを含む）の保守、点検、修理、変更を定期的にまたは緊急に行う場合
 - (3) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (5) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等その他不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (6) 法令またはこれに基づく措置により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (7) その他、運用上または技術上当会が本サービスの一時的な中断を必要と判断した場合
2. 当会は、任意の理由により、利用者への事前通知をすることなく、いつでも本サービスの全部または一部を終了及び変更できるものとしします。

第17条（損害賠償）

1. 利用者が本規約に違反した場合、当該利用者が、当該違反により損害を受けた利用者及び第三者に対する損害賠償責任を含む、一切の責任を負うものとし

す。利用者がかかる違反行為を行ったことにより、当会が損害を被った場合は、利用者は当該損害を賠償するものとします。

2. 当会は、本サービスに関して利用者に損害を与えた場合、当該損害が当会の故意または重大な過失による場合を除き、損害発生時点で当該利用者が保有する本マネー（有償発行）の残高を限度に賠償する責任を負います。

第18条（譲渡等の禁止）

利用者は、本規約上の地位または権利義務について、第7条に定める当会所定の方法による本マネー（有償発行）の譲渡の場合を除き、譲渡その他の処分、質入れその他の担保権を設定することはできません。

第19条（準拠法及び管轄）

本規約は、日本法に基づき解釈されるものとし、本サービスに関する一切の紛争または訴訟については、その内容に応じて京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条（問い合わせ窓口）

本サービスに関する問い合わせは、別紙に記載の問い合わせ窓口までご連絡ください。

2024年8月30日 制定

精華町商工会

別紙 本マネーに関する主な事項

- (1) 本マネーの名称
精華町商工会プレミアム付き電子商品券（せいか華ちゃん Pay 通常券・せいか華ちゃんプレミアム）
- (2) 本マネーを運営する事業者の名称
精華町商工会
- (3) 本マネーの単位名
せいか華ちゃん Pay 通常券＝円
せいか華ちゃん Pay プレミアム＝ポイント
- (4) 1円に対応する本マネーの数量
せいか華ちゃん Pay 通常券＝1円につき1円
せいか華ちゃん Pay プレミアム＝1ポイントにつき1円
- (5) 1回の取引における本マネーの上限

- せいか華ちゃん Pay 通常券=10,000 円
せいか華ちゃん Pay プレミアム=1,000 ポイント
- (6) ウォレットに保有できる本マネー(有償発行)の上限
せいか華ちゃん Pay 通常券=10,000 円
せいか華ちゃん Pay プレミアム=1,000 ポイント
- (7) 本マネーの有効期間
2024 年 10 月 31 日
- (8) 本マネーを利用できる施設や店舗等の範囲
精華町商工会が指定する、せいか華ちゃん Pay 通常券又は
せいか華ちゃん Pay プレミアム利用可能店舗の詳細は
せいか華ちゃん Pay 情報アプリ (<https://smappo.jp/pakcawb>)にてご確認ください。
- (9) 未使用残高の確認方法
ポケペイアプリ内のウォレット
- (10) 苦情又は相談に応ずる営業所・事業所の所在地、お問合せ窓口

【お問い合わせ先】

〒619-0243 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻 70

せいか華ちゃん Pay 事務局 (精華町商工会)

Tel : 0774-94-5525

メールアドレス : seika-sci@kyoto-fsci.or.jp